

日本科学者会議 京都支部ニュース

4月号 No.494

2025年4月14日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel : 075-256-3132

E-mail : board@jsakyoto.sakura.ne.jp

URL : <https://jsakyoto.sakura.ne.jp/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・第59回京都支部定期大会のご案内……………2
- ・5.11「日本学術会議法人化法案の廃案めざす緊急シンポジウム」のご案内……………2
- ・『日本の科学者』読書会3月例会2月号特集「持続可能な地域づくり」……………3
- ・3.23「日本被団協ノーベル平和賞授賞式報告会」の報告（前田耕治）……………7
- ・「治安維持法制定・京都学連事件100周年共同事業」第2回実行委員会の報告（清水民子）……………9
- ・雑誌紹介：「地平」4月号特集「軍事化される西日本」（左近拓男）……………10
- ・支部ニュース3月号記事の訂正……………11
- ・支部主催・関連行事案内……………11
- ・支部幹事会だより……………12

＜本年度会費の早期納入願い＞

2024年度会費の納入率は4月1日現在で92.6%となっています。未納の方には、3月号に振込用紙を同封しておりますので、納入をお願いします。2025年度会費は、来月5月号と一緒に振込用紙を同封しますので、早期の納入をお願いします。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

支部からの各種案内を受け取るメールアドレスの登録・変更がある場合は、
下記サイトからお願いいたします。支部へのご意見も賜ります。

<https://forms.gle/bzqTZCQm816CUtDY9>



JSA 京都支部第 59 回定期大会のご案内

京都支部第 59 回定期大会を以下の日程で開催します。

日時：2025 年 5 月 18 日（日）10:00～15:00

場所：龍谷大学深草学舎 紫栄館（6 号館）東第 2 会議室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

ZOOM URL：

<https://us06web.zoom.us/j/86402076461?pwd=wEhsTJ9ZA8lNaUAU35zANgHrnu1Ef3.1>

ミーティング ID: 864 0207 6461

パスコード: 305316



10:00～12:00 JSA 京都支部市民講座

10:00～「原発の危険性と放射線被ばく－福島原発事故の被害の真相－」

講師：山田耕作氏

11:00～「第 2 次トランプ政権下に揺れるアメリカと世界，日本」

講師：河音琢郎氏

13:00～15:00 定期大会

議案 1 2024 年度活動報告，決算

議案 2 2025 年度活動方針，予算

議案 3 支部幹事，会計監査選出

支部規約により全会員の出席を求めています。大会成立には委任状も含めて支部会員の過半数の出席が必要です。出欠・委任状ハガキを 5 月 6 日（火）までに必ず投函してください。電子メールでの回答も受け付けます。

日本科学者会議近畿地区主催

「日本学術会議法人化法案の廃案めざす緊急シンポジウム」

日時：2025 年 5 月 11 日（日）13 時 30 分～16 時 30 分（13 時開場）

会場：龍谷大学大宮キャンパス 東翼（とうこう）3 階 301 教室

（堀川七条から西へ徒歩 5 分，七条通から北に入ってすぐ右の建物です）

ハイブリッド開催：ZOOM アドレスは以下の通り。

<https://us02web.zoom.us/j/87846942129?pwd=B3PbQGtfXzDgtMqf95UKYu8aNin9sw.1>

ミーティング ID: 878 4694 2129

パスコード: 158059



講演者および講演題目

松宮 孝明 氏（立命館大学法務研究科教授）

「任命拒否理由情報公開訴訟と学術会議解体法案」

永田 和宏 氏（京都大学名誉教授）

「学問における批判性と学術会議」

池内 了 氏（名古屋大学名誉教授）

「日本学術会議と軍事研究の拡がり」

高山 佳奈子 氏（京都大学法学研究科教授）

「日本学術会議と国立大学の道具化」

主催：日本科学者会議近畿地区

事務局：日本科学者会議京都支部

賛同団体：京滋地区私立大学教職員組合連合（依頼中）

大学評価学会（依頼中）

（協賛・賛同団体を募っています）

『日本の科学者』読書会 3 月例会（3/25）の報告：2 月号特集「持続可能な地域づくり」

標記例会が 3 月 25 日（火）15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 4 名。2 月号の特集は持続可能な地域づくりをテーマに構成されており、読書会では特集論文から 2 編の論文について議論した。

橋本直史・村田武『自然エネルギーを地域再生に生かすドイツの「再生可能エネルギー100%で村づくり」』（報告：前田耕治）

本論文は、3.11 後の日本とは対照的に、ドイツが脱原発と再生可能エネルギーの拡大を進めた経緯を述べたうえで、バイエルン州フランケン地方レーン・グラプフェルト郡グロスバールドルフにおけるエネルギー協同組合を核とした農村活性化について解説した。

1 ドイツの「エネルギー大転換」

論文の前半では、ドイツのエネルギー政策の大転換に至る経緯が解説された。シュレーダー政権が 2000 年に原発の将来的削減を打ち出すが、メルケル政権は 2010 年に脱原発方針を覆した。ところが、2011 年の福島原発事故後、「倫理委員会」にて原発廃止宣言を打ち出し、原子力法を改正し 2022 年末までの原発完全廃止を決定した。その後、シュルツ政権により 2023 年 3 月にドイツのすべての原発が停止した。著者は、ドイツの脱原発決断の理由が国民の倫理観の醸成

にあるとして、吉田文和氏の次の文章を引用した。「人間は技術的に可能なことを何でもやってよいわけではない」「短期的な利益を優先して未来の世代に負担を強いる決定には社会が責任を負わなければならない。それゆえ社会が技術を選択する」(「ドイツのエネルギー大転換」JJS, 52 巻 8 号, pp.34-39)。

さらに、著者は、脱原発と同時に再生可能エネルギー(以下、再エネ)に移行できた背景に、1900 年代の電力自由化の進展を挙げた。1996 年の EU 指令による電力自由化、1998 年のドイツ社民党・緑の党(赤緑連合)により電力会社の地域独占の廃止と中小事業者の新規参入(現在 1000 社以上)が進んだ。促進の要因として「発送電分離の推進」がある。

シュレーダー政権は「電力供給法」を「再生可能エネルギー法」へ改定し、売電収入で発電設備保有者の諸経費が賄える「20 年間の固定価格買取制度(FFT)」を作った。そこでは、価格設定は小事業者が優遇される。その結果、再エネ割合は、1988 年 4.7%から 2010 年 17.0%に飛躍的上昇した。さらに、福島原発事故後のドイツ原発停止(17 基中 8 基停止、原発割合 22.4%→17.7%)が後押しし、再エネ割合は、2015 年 31.5%、2018 年 37.8%、2023 年 44.0%とさらに上昇した。

再エネの種類としては、水力発電に加えて、太陽光、風力、地熱、バイオマス発電が伸びたが、本稿で注目する「バイオガス発電」が 2011 年 7838 施設、3097 MW から、2023 年 9099 施設、5905 MW に拡大した。従前の畜産に加えて穀物経営による村単位での「協同バイオガス施設」事業が増加した。バイオガス発電はドイツ 3 州(バイエルン州、バーデン・ヴェルテンベルク州、ニーダーザクセン州)で全国の半数以上を占めるが、著者は、共通して中小規模の農家が比較的多

く存在する農業構造と無関係ではないと分析した。

2 エネルギー協同組合と「再生可能エネルギー100%地域づくり」

後半では、バイエルン州のグロスバールドルフ村の取り組みが紹介された。再エネ 100%地域づくりの契機となったのは、2006 年、アグロクラフト社という再エネプロジェクトのコンサルタント会社の設立にある。同社は、マシーネンリンクという農業機械利用仲介組織が 50%出資している。そこでは、コミュニティパワー3 原則(事業の所有、意思決定、経済的メリットの還流)という地域の主体性が大切にされている点に独自性を感じた。

はじめは、同社による村民太陽光発電事業の提案から始まった。ソーラーパネル設置に村民 100 人が 100 万ユーロ(一人当たり 160 万円)を出資し、20 年間保証で 35 セント(56 円)/kWh で売電契約したという。報告者が比較したところ、日本の売電価格 16 円/kWh(一般)、10 円/kWh(産業)より随分高い。

次のステップが、2009 年の FW・ライフアイゼン・エネルギー・グロスバール協同組合の設立であった。協同組合運動の父、ライフアイゼンの言葉にならって、「村のエネルギーは村へ」というスローガンが興味深い。2012 年には村民の 6 割 154 人が組合員となり、出資総額 62 万 1600 ユーロ(約 1 億円)となった。それ以降、同組合とアグロクラフト社の連携で、太陽光とバイオガス発電を中心とした多角的な再エネ事業が進められた。

畜産農家とコーン栽培農家が発電会社に出資すると同時に、バイオガス発電の原料を販売し、出資額に応じて液肥が還元される循環型の経営になっているのが特徴的であると感じた。また、

出資者だけでなく、村全体に恩恵が還元される“地域暖房システム事業”が展開されている。すなわち、発電コジェネレータからの排熱を組合が買取り、温水を村全体（学校など公共施設および110戸の個人住宅）に供給している。2011年時点で、再エネ発電量 760 万 kWh（＝村内電力消費量の 475%）、熱エネルギー生産 288 万 kWh（＝村内熱エネルギー消費量の 90%）というエネルギー自給を達成した。

おわりに

著者は、ドイツの再生可能エネルギーへの転換は、原発事故を起こした当の日本とは対照的であるとし、グロスバールドルフの成功の中心は、エネルギー協同組合の存在にあるとした。旧東ドイツの“強制的”集団化と異なるのは、「一人は万人のために、万人は一人のために」のライフアイゼンの精神に基づいた協同組合運動であったと指摘した。

著者の一人の村田氏が別に著しているところでは、ライフアイゼンはマルクスと同じ 1818 年生まれの牧師であり、キリスト教に発する博愛主義的標語とともに、「一人ではできないことも、みんなでやればできる」という標語を掲げて、農民を高利貸しから助けるための農村信用組合を組織した。そこで、唱えられた「村の金は村へ」が「村のエネルギーは村へ」の元となったと推察される。

<本論文の考察のポイント>

1. ドイツと日本の差はどこから来るのか。

国民の倫理的意識の差

日本の大手電力会社の原発依存性・執着性
政府・司法による原発擁護姿勢

日本の電力小売全面自由化（2016 年）、発送電分離（2020 年）の効果

日本における再生可能エネルギーの普及の遅

さとその原因

2. 協同組合運動のあり方の違い

消費者組合（生協）や農協（JA）など大組織に個人が所属して補償や利益を受ける形

地域コミュニティのなかで、個人や小組織が自主的に共同事業を行う形態は少ない→ まさにテーマである「持続可能な地域づくり」に資する形態

細居俊明・公文富士夫・岩田裕「ソーラーシェアリングの現状と課題-四国を中心とするいくつかの事例から考える」（報告：左近拓男）

この論文では、ソーラーシェアリング事業のいくつかの事例調査を紹介・検討し、この事業を拡大するために、固定価格買取のあり方、関連する技術革新の推進、営農自体への支援、営農目標の考え方について提起された。

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電、SS）は食料生産と再生可能エネルギー（再エネ）供給の拡大を同時に実現する。農地の数%の利用で国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28,2023 年 12 月ドバイ）合意（再エネ発電の 3 倍化）が可能である。詳しくは農水省 HP を参照のこと。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>

農業や花卉栽培では、太陽光エネルギーのすべてが栽培に使われているわけでも必要とされるわけでもない。植物には光が強くなっても光合成の量が増えない光飽和点があり、それ以上の太陽光は不要である。作物の種類に応じた栽培サイクルがあり、一定の休耕期間が設定される。温暖化の進行とともに、太陽光の遮断（遮光）が逆に、栽培にプラスとなることもある。2013 年、農水省は SS の定義として、「農地に支柱を

立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指す」とした。植物の持つ上記の特性を利用して、夏場の強い日差しを適度に遮る遮蔽材としてソーラーパネルを設置し、その下に農産物や花卉を栽培して、電力と農産物を同時に得ようとする事業である。

営農継続の判断基準は、当該地域の平均単収と比較して概ね2割以上減収しないことであり、収穫率は8割以上を継続することである。

ただし、荒廃農地の場合は土地の有効利用という観点から単収基準を設けず、農地の「適正かつ効率的な利用」とするにとどめ、基準は緩和されている。

「再エネ特措法」に基づく再エネ電力の固定価格買取制度（FIT: Feed-in Tariff）を背景に、SS件数は急速に拡大し、農地転用許可件数（累計）2013年の102件から2021年には4349件（1007ha）に増加している。

この論文では、4箇所的事例が紹介されているが、ここでは平地と中山間地域の例を取り上げる。

市民エネルギーちば株式会社 MIN-ENE（千葉県匝瑳市）：農地 6.5 ha に約 5 億円かけた約 2MW の太陽光発電施設（2023 年）。出資者には ENEOS の子会社などが参加し、融資には地元金融機関が対応し、さらにパネルオーナーとして市民参加を募るなど、多様な担い手から資金を集め、繋がりを広げている。

新規就農者を含む営農組織を複数立ち上げ、それを耕作放棄地再生に取り組む母体とし、農業再生のあり方も有機栽培・不耕起栽培の実践という方向を明確にしている。

食品加工・エコツアーなど関連する事業を展開している。

MIN-ENE の取り組みの特徴

- a) 売電収入によって営農と地域づくりを資金的に支援する仕組みを作り、再エネ発電と営農・農業再生を同時に実現しようとしている。
- b) 理念を共有する人や企業との繋がりを多様に広げている。
- c) 発電と営農両面で、SS 技術の開発と実証。
- d) 食品加工、エコツーリズムなど農業の 6 次産業化を推進。
- e) SS の全国的な普及と国際的な交流を積極的に進め、その推進者となっている。

株式会社サンビレッジ四万十（高知県四万十町）：中山間地域における SS 事業。約 80a の農地に出力 927kW の太陽光パネルを設置。四同の SS の中でも大きな部類のメガソーラー級発電施設。年間発電量は 102 万 kWh（約 240 世帯分、オール電化世帯約 140 世帯分）、電力の固定買取価格は 20 年間 36 円/kWh、年間売電収入は約 3600 万円。発電設備の遮光率は 70% と大きい。パネル下での営農として、ハスイモ、万次郎カボチャ、シイタケなどの栽培を試みているが、地域の平均単収 8 割の達成はかなり難しい。その理由として、遮光率が大きい上に、パネル設置で水はけが悪く、また効率的な農業機械の操作が難しいなどの事情があり、さらにパネル下の農作業が他の農作業と競合し、農繁期には作業のやり繰りが難しくなるなどの問題もある。そのため、優良農地ではあるがパネル下での営農を諦め、つまり SS を諦めて非営農型の発電に転換することも検討している。パネル下の農地での営農は十分な単収を実現できておらず、SS としては成功するに至っていない。

最後に、ソーラーシェアリング推進に向けた検討課題を 4 つ挙げている。

- (1) FIT 制度の下での SS の発電事業の収益性

と SS 推進の持続可能性

SS の優良事例として紹介された千葉県の MIN-ENE は、売電収入を営農の推進と地域づくりの支援に回している。しかしこうした仕組みが、FIT の買取価格低下の中で持続可能かという点が問題となる。再エネ投資に対する収益を営農や地域づくりに回そうという社会貢献意識の高い投資家・企業家がどれだけいるのか。

(2) SS 技術の開発と普及：新規なイノベーション。

農作業の利便性、適切な遮光率、雨だれ防止などの要件を満たした架台の開発。ペロブスカイト太陽電池による軽量化・高性能化、遮光率に対応した作物の選択や栽培方法の研究、農業自体における温室効果ガス排出削減など総合的な環境負荷低減の取り組み、流通・販売方法の工夫。

(3) SS 推進のための営農支援の検討

現在の FIT 制度はあくまで再エネの支援であり、営農の支援ではない。買取価格が低下すれば、売電収入が営農収入を補足して営農を支える役割は衰える。営農支援の強化を伴う SS 推進政策が不可欠。

(4) SS の営農に求められる水準・目標

単収 8 割以上が困難な場合であっても柔軟に農地転用を認め、耕作放棄地に SS を広げ、営農を広げていくことが重要だという議論がありうるが、他方では、SS が広がれば広がるほど再エネは拡大するとしても、営農の平均単収は減少

し、営農面積の拡大が伴わなければ、日本の食料自給率向上はおぼつかないという問題もある。地域全体の、そして日本全体の営農と再エネの両者を同時に推進するという立場から議論を整理していく必要がある。

読書会では参加者から、「発電機器・施設と農家が同じ場所にあるが、税制上はどのようにしているのか」という質問があった。国税庁の HP を参考にあげておく。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/52.htm>

本件設備による余剰電力の売却収入については事業所得の付随収入となる。所得税法上、農業から生ずる所得は事業所得に分類される（所得税法第 27 条第 1 項）。営農型太陽光発電とは、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要がある、設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用許可が必要とされている。したがって、この制度に基づき設置された本件設備は、農業で使用する電力需要を賄うことと、その余剰電力の売却により継続的な収入を得ることにより、農業経営を安定させる目的で設置されたものであると考えられるので、本件設備により発電された余剰電力の売却収入は農業の付随収入として、事業所得に該当する。また、本件設備に係る減価償却費は、事業所得の計算上、必要経費とすることができる。

3.23 「日本被団協ノーベル平和賞授賞式報告会」の報告

前田 耕治

2024 年 12 月 10 日にオスロで行われた日本被団協へのノーベル平和賞授賞式に、京都在住

の被爆者である花垣ルミさんが派遣されて早くも 4 か月が経とうとしています。短期間にもかかわらず、300 万円を超える多額の派遣カンパをいただきました。その感謝の場とともに、今後の核廃絶運動の契機となるように、呼びかけ人を中心に標記報告会が開催されました。

報告会は、3 月 23 日にキャンパスプラザ京都で開催され、本会場の 170 席だけでなく、オンラインでつないだサブ会場もほぼ満席となり、合計 220 名の聴衆により大盛況の報告会となりました。以下、報告会の概要を記します。

司会は、核廃絶運動に取り組む若い活動家である倉本芽美さんと寺島拓人さんの 2 人が務めた。冒頭、「花垣さんを送る会」の呼びかけ人を代表して、中島晃さんが開会挨拶を行った。花垣さんを派遣するに至った経緯と予想を上回るカンパが集まったことへのお礼を述べたうえで、素晴らしい講演者を迎えて報告会ができることを喜び合いたいと述べた。

第 1 部の最初の登壇者は、核兵器廃絶国際キャンペーン<ICAN>国際運営委員兼会長の川崎哲さんで、「核兵器禁止から廃絶へ」と題する基調講演を行った。川崎さんは、2017 年の核兵器禁止条約採択に至る日本 NGO の貢献を述べたうえで、同条約の意義を核廃絶に向けた「終わりの始まり」と位置付けることの大切さを強調した。奴隷制の廃止や男女平等実現やタバコ規制のように、社会進歩には時間がかかることを例にあげた。そのうえで、どのように核廃絶を実現するかについて世界情勢を交えて解説し、「平和の準備を」を進めることを呼びかけた。

次に、京都から派遣された花垣ルミさんが写真や動画を投影しながら、オスロでの感動的な出来事について報告した。横断幕を先頭で持つ

て歩いたキャンドル行進では「実は煙たかったんです」などとユーモアを交えての報告や、京都の伝統工芸品の板金の折り鶴の贈呈など、リアルな報告に聞き入った。

第 2 部では、被爆二世で宮城県原水協理事である小林立雄さんが「核兵器廃絶運動と非同盟運動」と題する報告を行った。1955 年のバンドン会議で決まった平和 10 原則の生命力を強調すると同時に、2019 年の非同盟諸国首脳会議におけるマハティール首相演説を引用して、非同盟運動が世界史の本流を示し、核兵器禁止条約の力になると語った。

最後の報告は、長崎在住の被爆三世で元高校生平和大使である林田光弘さんが「核兵器に対する視点を変えるための声を」と題した報告を行った。林田さんは、3 月上旬の締約国会議にも参加したが、今回の若者たちの活躍は一つの分岐点ではないかと述べた。既存の団体ではなく、自主的に活動する若い人が増えたらいい。そういう動きが、減りつつある被爆体験の語り部を継承して、日本ならではの核兵器の捉え方を世界に広めていけるのではないかと語った。

その後、講演者 4 人により今後の核廃絶運動のあり方をテーマにして、フロアからの質疑応答に答えながら討論を行った。

最後に、呼びかけ人の一人である京都原水協の平信行さんが閉会の挨拶を行った。被爆二世三世の方々から聞き取りを行い、多くの方からは「(今回の授賞が) 嬉しかった」との声が聞けたのが印象深かったと述べた。そして、被爆 80 周年の今年を、核廃絶に向かって新たな一歩にしようと呼びかけて締め言葉とした。

本報告会の様子は、IWJ の下記サイトで視聴することができます。

動画サイト：<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/526985>



「治安維持法制定・京都学連事件 100 周年共同事業」

第 2 回実行委員会の報告

清水 民子

3 月 15 日（土）13～15 時、京都キャンパスプラザ 6 階会議室にて開催され、前田代表幹事と清水幹事が参加しました。

すでに決まっていたこと（第 1 回実行委員会：1 月 11 日）

- ・本年 12 月 13 日（土）13：30～17：00 の予定で共同シンポジウムを開催する
- ・テーマ《逆流に抗して、自由を求めた青年たち》（以上、議事録より要約引用）

当日議事 1：シンポジウム主報告 4 件の決定

- (1) 基調報告「京都学連事件」について
- (2) 奈良より「長谷川テルの中国における対日本軍反戦放送活動」について
- (3) 大阪より「大阪商大事件」について
- (4) 「学術会議問題・大学問題」（日本科学者会議京都支部担当）

当日議事 2：財政

会場：立命館大学二条学舎（会場費無料）、実行委員会参加諸団体分担金 3000 円

参加費として資料代 500 円、学生無料

治安維持法・京都学連事件 100 周年事業についてのメモ

治安維持法 国体の変革、私有財産制度の否認を目的とする結社活動・個人的行為に対する罰則を定めた法律。1925 年（大正 14 年）公布。28 年改正。さらに 46 年全面改正。主として共産主義運動の抑圧策として違反者には極刑主義を採り、言論・思想の自由を蹂躪。46 年廃止（広辞苑）。

外国人、日本領土以外にも適用され、1925 年 6

月下旬、朝鮮平安南道、民族独立運動団体メンバー 3 人送検が最初の適用（勝村誠氏講演資料：後出）。

京都学連事件 勝村誠氏（立命館大学）講演『新しい戦前を許さず——いま京都学連事件を問う』、京都の民主運動史を語る会総会記念講演：同会発行「燎原」261 号、2023. 11. 15 により引用。

1922 年 11 月、大学・高等学校などの社会思想団体が全国組織「学生連合会」を結成、1924 年に改称して「学生社会科学連合会」、さらに 1925 年 7 月「日本学生社会科学連合会」と改称した。1925 年 11 月、同志社大学構内での反軍事教練宣伝ビラにつき、元学生が取り調べを受けた。

1925 年 12 月 1 日、京都府警特別高等課が京大、同大の学生らの下宿、自宅、寄宿舎を搜索、学生 33 人を検束したが、公訴提起できず、12 月 7 日、学生全員釈放。12 月 24 日、京大「法学部教授一同」「経済学部 6 教授」が「意見書」を公表。

1926 年 1 月 15 日、京都府警特高課、学連の中心的活動家の検挙を全国的に開始、教授・社会運動家らを拘引・搜索、38 人を起訴（勝村氏作成「被告人一覧」より内訳：学生 28、学士 4、元学生 3、高校生 1、元高校生 2；京大 20、同志社 4、大阪外語 2、神戸高商 1、関西学院 I、三高退 1、東大 4、慶応大 2、早稲田高 1、日大 1、明治学院 1；年齢 19～27 歳）。（他記録によれば）中 37 人が有罪となった。これ以降、大学と高等学校は完全に萎縮した（社会科学的研究活動の制限、禁圧とされる）。

報道 記事差止め解除 1926 年 9 月 15 日の「京

都日日新聞」1面、見出しトップは「大学生の不敬事件…治安維持法違反最初の重大事」（「燎原」261号表紙に写真掲載）。

文献 伊藤孝夫「大正デモクラシー期の法と社会」京都大学学術出版会、2000ほか。

国賠同盟：治安維持法犠牲者(救済)国家賠償要求同盟 治安維持法により弾圧を受けた人々

(国内検挙者6万8000人超)への国家賠償を求めて1968年結成された人権団体。救済・国家賠償の法律制定を求め、国会請願を毎年行い、地方議会に支持の意見書採択を求める働きかけを行っている。100周年事業実行委員会には京都・大阪・奈良の国賠同盟が参加。

雑誌紹介：「地平」4月号特集「軍事化される西日本」

左近 拓男

2024年7月号が創刊の、地平社の月刊誌「地平」(地平社 ISSN2759-5358)に「軍事化される西日本」という特集記事が掲載されていた。この特集の前書きには、「非戦をちかった憲法9条を持つ国で、とりわけ西日本の各地で、今起きていることだ。沖縄・琉球弧の島々はその(「抑止」の)最前線に位置づけられ、その補給と訓練の場として九州が再開発されつつある。これに対して、各地の住民が、つながりあいながら声をあげている。」と書かれ、各地の現状とそこに住む住民の声を70頁余りにわたって書かれている。この特集では「南西シフト」の説明から始まり、ルポルタージュとして「弾薬庫と住民-京都で何が起きているか」(毎日新聞社記者著)では祝園分屯地の弾薬庫の増設について詳説している。防衛省は、2025年度には射程1,000kmに及ぶ国産の一二式地对艦ミサイルの効力向上型の配備と、米国から購入する巡航ミサイル「トマホーク」を400発を海自のイージス艦に配備する予定であるが、それらの弾薬は祝園の弾薬庫に保管さ

れる。会員の皆様はご存知のように、その周辺には多くの市民が暮らしており、学研都市も控えている。住民たちの闘いとして「ほうそのネット」の活動も記載されている。弾薬庫の解説としては「日本最大の弾薬庫への抵抗-大分からの抵抗」が大分県戸弾薬庫問題の運営委員により書かれているのでこちらも読まれたし。ほかにも軍都と呼ばれる熊本や、呉の軍事強化、佐賀のオスプレイ、琉球弧の与那国島の現状の報告がされている。最後の「2025年度軍拡予算の検証」(吉沢弘志氏)もなされている。予算全体の半分である4兆3千億円が自衛隊が積み上げてきた兵器の長期ローンの返済に充てられる。新規兵器の購入のためには新たなローンも積み上げなくてはならない現状について具体的な数値を交えて詳説している。この雑誌は毎号で国内国際政治・原発・平和の諸問題について多くのページを割いた特集記事が書いてある。2025年5月号は「新自由主義の30年」と題した特集である。会員の皆様も是非読まれたし。

支部ニュース 3 月号記事の訂正

3 月 12 日発行の支部ニュース 3 月号の記事の内容の一部に間違いがありました。お詫びして、以下の通り訂正いたします。

訂正記事：福島原発事故による健康被害について(その 15)原発賠償訴訟支援・講演討論「福島原発事故被災地の現実と健康被害を考える」の報告と書籍「原発と司法」の紹介
(大倉弘之)

訂正内容：3 月号の編集過程で著者の原稿の表現が一部置き換わってしまい、そのまま発行されてしまいました。著者の表現を尊重して以下の通り訂正いたします。

- p.9, 右段 14 行目：(誤)「小名浜 (いわき市) の知人を 7 人亡くされ」→
(正)「小名浜 (いわき市) の知人が 7 人亡くされ」
p.9, 右段 27 行目：(誤)「大熊町の」→ (正)「大熊の」

支部主催・関連行事

1. 支部ニュース 4 月号編集・発送作業

日時：4 月 14 日(月)13:00 から

場所：京都支部事務所

2. 京都支部 4 月読書会(ZOOM)

日時：4 月 22 日(火)15:30～17:45

日本の科学者 2024 年 3 月号「核のゴミ処分と住民安全性の観点から『原発回帰』を問う」

担当：北野論文(前田)／小林論文(大倉)／明日香論文(左近)

ZOOM ミーティング

<https://us06web.zoom.us/j/83490196899?pwd=Vio2PtWbbbZh1F40qsuKdW1ZSspYDQ.1>

ID: 834 9019 6899

パスコード: 960550



3. 京都支部第 11 回幹事会 II (ZOOM)

日時：4 月 22 日(火)18:00～19:30

ZOOM URL は 4 月読書会と同じ。

4. 京都支部第 12 回幹事会 I (ZOOM)

日時：5 月 9 日(金)18:00～19:30

5. 日本科学者会議近畿地区主催「日本学術会議法人化法案の廃案めざす緊急シンポジウム」 (対面+ZOOM ハイブリッド)

日時：2025年5月11日（日）13時30分～16時30分（13時開場）

会場：龍谷大学大宮キャンパス 東翼（とうこう）3階301教室

（堀川七条から西へ徒歩5分、七条通から北に入ってすぐ右の建物です）

ハイブリッド開催：ZOOMアドレスは以下の通り。

<https://us02web.zoom.us/j/87846942129?pwd=B3PbQGtfXzDgtMqf95UKYu8aN1n9sw.1>

ミーティング ID: 878 4694 2129

パスコード: 158059



6. 2025年度JSA 京都支部定期大会（対面+ZOOM オンライン）

日時：2025年5月18日（日）10:00 から 15:00

場所：龍谷大学深草学舎 紫栄館（6号館）東第2会議室

ZOOM URL：

<https://us06web.zoom.us/j/86402076461?pwd=wEhsTJ9ZA8lNaUAU35zANgHrnu1E3.1>

ミーティング ID: 864 0207 6461

パスコード: 305316



10:00～12:00 第6回京都支部市民講座

10:00 山田耕作氏「原発の危険性と放射線被ばくー福島原発事故の被害の真相ー」

11:00 河音琢郎氏「第2次トランプ政権下に揺れるアメリカと世界、日本」

13:00～15:00 定期大会

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況（4月1日現在）

一般会員	146
特別会費会員：	3
家族割り特別会費会員	2
若手会員：	12
【会員合計】	163人 読者：3人

2. 会費納入状況（4月1日現在）

一般 138/149（前納8を含む ※ 他に2025年度の前納：8） 特別 0/3 家族 2/2
若手 10/14

3. 2025年3月決算

2024年度累計		2025年3月決算	
収入累計	2,485,697円	3月收入合計	145,535円
支出累計	2,487,638円	3月支出合計	283,350円
収支累計	△ 15,941円	3月分収支	△137,815円
前年度繰越金	175,286円	前月繰越金	311,160円
3月末残高	173,345円	3月末残高	173,345円